

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

この財務諸表は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

- (1) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産・・・定額法によっている。
ソフトウェア・・・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用している。
- (2) 引当金の計上基準
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
退職給付引当金
職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンスリース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (4) 消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の処理は税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

緑化事業引当金

従来は将来の緑化委託費のうち当期に帰属する金額を緑化事業引当金として計上していたが、内閣府の意見も踏まえ不要と判断し、引当金として計上しない方針に変更した。この変更による一般正味財産増減額は軽微であるが、当期は当該引当金の戻入のみ計上したことから、一般正味財産増減額への影響額は8,304,000円となっている。

役員退職慰労引当金

従来役員退職慰労金は支給時に費用処理していたが、適切な会計処理を行う為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り役員退職慰労引当金として計上する方針に変更した。この変更による当期一般正味財産増減額への影響額は3,575,000円となっている。

退職給付引当金

従来退職金は支給時に費用処理していたが、適切な会計処理を行う為今期より当該会計年度の負担に属する額を見積り退職給付引当金として計上する方針に変更した。この変更による当期一般正味財産増減額への影響額は133,000円となっている。

3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特別緑化事業積立資産	25,632,829	4,000,576	24,396,839	5,236,566
合 計	25,632,829	4,000,576	24,396,839	5,236,566

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	当期末残高	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特別緑化事業積立資産	5,236,566	5,236,566	-
合 計	5,236,566	5,236,566	-

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器 具 備 品	434,850	301,536	133,314
ソ フ ト ウ エ ア	4,504,788	3,303,509	1,201,279
合 計	4,939,638	3,605,045	1,334,593